

1 水道事業の広域化の推進

これまで広域的水道整備計画に基づき進められてきた、主に水道用水供給事業による一体的、広域的な水道施設整備は、経営基盤を強化しつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に大きな役割を果たしてきた。一方、水道を取り巻く環境が大きく変化する中、特に中小規模の水道事業者では、将来にわたって安定した事業運営を持続していくための技術面、経営面の運営基盤の確保が困難な状況となっている。

しかしながら、水道事業の効率性向上を図り、運営基盤強化を実現するためには、施設の新設・更新あるいは統廃合や再配置の検討が必要であり、そのためには事業の広域化が有効な手段の一つとして考えられる。新水道ビジョンでは、近隣水道事業者との広域化検討を第一段階とし、地域の特性を考慮しつつ、多様な形態の広域連携を段階的に進めていくべきとしている。とりわけ地域の中核となる水道事業者においては、その組織力・技術力により、近隣の中小規模水道事業者の連携先として、当該中小規模水道事業者を支援する役割が期待される。これらを踏まえ、これまでの事業形態にとらわれない多様な形態の広域連携について積極的な検討をお願いしたい。

厚生労働省では、水道事業の広域化を促進するため、広域化の取組に関する手引き等を通じた技術的支援を行うとともに、水道事業の事業統合に関する財政支援を行っている。これら手引き等が積極的に活用され、水道事業の広域化が大いに進展することを期待したい。

また、新水道ビジョンでは、個々の水道事業者では解決できない課題や広域的に連携すべき事項について、都道府県がその調整役を果たし、リーダーシップを発揮した助言等を積極的に行うよう求めており、将来の水道の理想像を実現させるためには、都道府県が示すビジョンによる施策推進が不可欠であるとしている。これらを踏まえ、本年3月に各都道府県あてに通知した「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」において、都道府県水道ビジョンの策定を改めてお願いしたところである。

都道府県水道ビジョンは、これまで各都道府県が策定した地域水道ビジョン等に代わる管下全域の水道の整備と再構築に関する基本的なビジョンとなるものである。未だ自らのビジョンを策定していない都道府県においては、早急に都道府県水道ビジョンを策定することにより、また、既に自らのビジョン等を策定済みの都道府県においても、現状との乖離がある場合など必要に応じて見直し再検討を行い、都道府県水道ビジョンとして位置付けることにより、水道の理想像の実現に向けた各種施策のより一層の推進をお願いする。なお、都道府県水道ビジョンの策定又は改定にあたっては、「都道府県水道ビジョン作成の手引き」を参考にされたい。